

『「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について』（令和8年3月27日保医発0327第2号通知）のⅡの第3の2の（26）のオ（抜粋）

オ 平成18年3月31日保医発第0331002号通知に規定する特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合は、「特記事項」欄に「施」と記載すること。

なお、当該診療が同通知に規定する配置医師による場合は、「摘要」欄に「配」と表示して~~回数~~回数診療日を記載すること。

また、同一月内に同一患者につき、特別養護老人ホーム等に赴き行った診療と、それ以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ明確に区分できるよう「摘要」欄に記載すること。

※赤文字の箇所は今回改正となりました。